

駐車場をご利用の皆さまへ

いつもご利用くださりありがとうございます。当センターでは、この度、平成26年（2014年）に駐車場を有料化した際に、利用者の負担増を緩和するために実施していた減免基準を見直すこととしました。このことにより収益の改善を図り、ご利用の皆さまにとって、さらに安全で使いやすい駐車場となるよう整備してまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

[現行]

駐車場料金免除の方

- 身体障害者手帳・療育手帳（横浜市愛の手帳等）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 電気自動車登録カードを提示した場合
- 車椅子、ストレッチャー及びベビーカーをご利用の方
- 病院側からご家族の来院をお願いした場合



[改定後]

駐車場料金免除の方

- 身体障害者手帳・療育手帳（横浜市愛の手帳等）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、**車いす、ストレッチャーをご利用の方（※1）**
- 電気自動車登録カードを提示した場合（※2）
- 病院側からご家族の来院をお願いした場合

※1 ベビーカー提示による駐車場料金免除を廃止します。

※2 県の施策であり、今後変更になる可能性があります。詳しくは下記サイトをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/submenu.html>



実施期日

令和6年6月3日（月）から

令和6年2月9日
神奈川県立こども医療センター総長